

平成29年度 補正予算

- 歳入
- ・法人村民税……………1億6,674万円増額
 - ・基金繰入金……………2億5,907万円減額
 - ・すこやかセンター整備事業債……5億1,700万円減額
- 歳出
- ・すこやかセンター管理事業……………1億1,201万円減額
 - ・防災設備維持管理事業……………1億9,345万円減額
- 繰越明許費の設定…………… 4事業・1億7,374万円

総額 **64億3,239万1千円**になりました。

3月定例会 補正予算一覧

(△は減額)

会計名		今回の補正額	総額
一般会計(第7号)		△5億7,990万6千円	64億3,239万1千円
一般会計(第8号)		180万円	
国民健康保険(第3号)		△4,645万3千円	6億1,011万1千円
農業集落排水処理施設事業(第2号)		△2,925万1千円	2億5,694万7千円
土地取得(第2号)		14万5千円	1,088万3千円
介護保険(第4号)	保険事業勘定	△1,639万4千円	4億7,154万2千円
	サービス事業勘定	△52万9千円	184万8千円
後期高齢者医療(第2号)		478万6千円	6,821万円
宅地造成事業(第3号)		△691万8千円	1億3,452万3千円

今回の補正は事業完了に伴う減額補正が主なものです。すべて全員賛成で可決されました。

一般会計(第7号)

問 保健福祉課の計画書

がいくつかあるが当初予算に比べて7割ほど減額されている。どうしてそうなったのか。

答 見積りは9社、実績など勘案し5社に決定して電子入札で行ったので、同様の情報での入札だったと理解している。

国民健康保険(第3号)

問 基金を1500万円積み立て、総額はくらになるのか。

答 1億1000万円ほどになる。

問 県で一本化されると村が納付金を払うことになる。そうなれば最初から保険税は決定され基金はいらないと思うがどうか。

答 30年度は激変緩和措置で本来より安い納付金でよいが、今後激変

緩和措置前の金額で納付金を納めることになった場合、保険税と繰入金だけでは補えなくなることを想定しその場合は基金から納付金に充てるよう、できるだけ税金が増額負担とならないよう考えている。

農業集落排水処理施設事業(第2号)

土地取得(第2号)

介護保険(第4号)

問 保険給付費が約900万減額になっているが原因は。

答 居宅分や施設分の介護サービスを使用する方が少なくなったと考

問 当初の計画より減額になったということ、保険給付費が元々

高く設定してあるから余ってくる。値下げしても基準額は高いのであるべく住民負担を少なくするよう予算設定してほしい。

答 高齢化が進む中、今後は給付費がふえていくと想定される。季節等により利用がふえたり減ったりはあるが安定的に利用していただける予算組みをしていきたい。

後期高齢者医療 (第2号)

宅地造成事業 (第3号)

問 全体の事業費から分譲地の売却分を差し引くことのできるの赤字になるか。

答 合計金額で約5億9000万円、分譲価格が約4億1000万円で、約1億8000万円ほどの赤字になる。

契約変更

すこやかセンター大規模改修 工事の工事費増額

工事場所 松之郷三丁目地内
契約の金額 6億7932万円を
7億2276万7320円に変更
契約の相手 青木あすなろ・渡辺特定建設工事共同企業体
契約の方法 元請負人による随意契約

(仮称)服岡地区津波一時避難所 建設工事の工事費増額

工事場所 服岡八丁目地内
契約の金額 4億7520万円を
4億7627万2440円に変更
契約の相手 名工・佐藤特定建設工事共同企業体
契約の方法 元請負人による随意契約

条例改正

個人情報の定義の明確化

法律の改正で個人情報の定義が明確化され、個人識別符号や要配慮個人情報が増加になったことに合わせ、本村の個人情報保護条例を改正しました。公布の日から施行。

(全員賛成で可決) 個人識別符号とは

DNA・指紋・虹彩・手指の静脈など身体的特徴を電子計算機の用に供するために変換した符号。また旅券番号・基礎年金番号・マイナンバー・住民票コード等、対象者ごとに異なるものとなるように役務の利用、商品の購入又は書類に付される符号。

非常勤の特別職を追加しました

地域福祉計画・地域自殺対策計画の策定委員と嘱託保育所指導員を条例に追加しました。平成30年4月1日から施行。

服岡一時避難所完成

服岡一時避難所の竣工に伴い、平成30年4月からご利用いただけるよう避難所の名称及び位置を条例に追加しました。平成30年4月1日から施行。



服岡一時避難所

三役及び議員の期末手当アップ

法律の改正に伴い、村長・副村長・教育長・議会議員の期末手当の支給率を引き上げます。年間の支給率を0・05月分引き上げ、合計支給月数は3・3月になります。平成29年度分から変更。

(全員賛成で可決)

職員の勤勉手当アップ

人事院勧告による法律の改正に伴い、一般職の職員の勤勉手当を0・1月及び給与月額を引き上げます。

平成29年度分から変更。

(全員賛成で可決)

国民健康保険税の税率と納期が変更になるのか

法律の改正に伴う条文整理と、保険税の所得割・資産割の税率を変更します。また仮算定での納付がなくなり、7月から2月までの毎月、計8回で納付額を納めていただくことになりました。

平成30年4月1日から施行。

質疑

問 所得割が高くなることにより、住民負担は増大するところはないか、全体的にはどうか。

答 固定資産がなく所得のある方は負担増、固定資産のある方は負担減、全体的には1人あたりは現状維持と考えている。

(全員賛成で可決)

新しい負担率(平成30年度から)

	医療	支援	介護
所得割	2.88%	0.71%	0.82%
資産割	5.87%	1.47%	2.47%

新しい納付月(平成30年度から)

納期月	仮算定			本算定								
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
期別	-	-	-	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	-

仮算定はなくなります

7月から2月まで毎月納めていただくことになります

後期高齢者医療保険料の納期変更

法律の改正に伴う条文整理と、普通徴収にかかると後期高齢者医療保険料の納期が7月から2月までの毎月、計8回で納付額を納めていただくことになりました。

関係条例

- 飛鳥村母子・父子家庭医療費支給条例
- 飛鳥村後期高齢者医療に関する条例
- 飛鳥村障害者医療費支給条例

平成30年4月1日から施行。

(全員賛成で可決)

愛知県が運営主体になりました

国民健康保険の運営主体が都道府県単位となるため、愛知県にも国民健康保険運営協議会が設置されたことにより市町村

の運営協議会の名称を明確化しました。

平成30年4月1日から施行。

(全員賛成で可決)

介護保険料を見直しました

3年に一度実施する介護保険事業計画の見直しに伴い、第7期介護保険事業計画に基づいてその期間のサービスク給付見込み等を推計し、介護保険

質疑

問 基準額が値下げされるが他の自治体と比べるとまだ高い。保険給付費がかなり高く見てあるのかと思うが、どう考えているのか。

答 今後高齢化が進む中、給付費を抑えた計算はどこの自治体もしないと思われ。今後少しずつ増加し

第1号被保険者の保険料額

第7期における第1号被保険者の保険料基準月額額は6,350円と設定します。各所得段階における保険料基準額(年額)の一覧は以下となります。

段階	対象者	料率	介護保険料年額
第1段階	生活保護を受けている人または、住民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者が80万円以下	基準額×0.50(0.45)	38,100円(34,290円)
第2段階	本人の「合計所得金額+課税年金収入額」が80万円超、120万円以下	基準額×0.75	57,150円
第3段階	本人の「合計所得金額+課税年金収入額」が120万円を超える	基準額×0.75	57,150円
第4段階	本人の「合計所得金額+課税年金収入額」が80万円以下	基準額×0.90	68,580円
第5段階	本人の「合計所得金額+課税年金収入額」が80万円を超える	基準額	76,200円
第6段階	本人の合計所得金額が120万円未満	基準額×1.20	91,440円
第7段階	本人の合計所得金額が120万円以上200万円未満	基準額×1.30	99,060円
第8段階	本人の合計所得金額が200万円以上300万円未満	基準額×1.50	114,300円
第9段階	本人の合計所得金額が300万円以上500万円未満	基準額×1.70	129,540円
第10段階	本人の合計所得金額が500万円以上750万円未満	基準額×1.90	144,780円
第11段階	本人の合計所得金額が750万円以上1,000万円未満	基準額×2.10	160,020円
第12段階	本人の合計所得金額が1,000万円以上	基準額×2.30	175,260円

※第1段階の保険料について、公費による軽減措置を実施し、()内の保険料額となります。

ていくという形で計算している。

問 第6期では県への借入金の返済があつたが第7期はない。29年度の給付費も減額になつているが、どのような給付費の設定か。

答 高齢化が進み2025年問題とも言われているので、持続可能性を維持した運営をしたと考へている。

(全員賛成で可決)

2025年問題とは

約800万人いるとされる団塊の世代が後期高齢者になり、超高齢化社会に突入する問題

関係条文の整理

地域包括支援センター及び主任介護支援専門員の定義を明確にしました。

(全員賛成で可決)

条例名の変更

地域経済牽引事業に係る計画を承認する制度を創設するとともに、法律の題名等が改められたことにより、条例名が変更になりました。

変更前

●企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例

変更後

●飛鳥村地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例
公布の日から施行。

(全員賛成で可決)

引用条項ずれの改正

ガス事業法の改正に伴い、道路占用料条例の引

用条項のずれを改正しました。

公布の日から施行。

(全員賛成で可決)

公民館分館のテニスコートを削除

木場にあった公民館分館のテニスコートを取り壊したことに伴い、条文の整理をしました。

平成30年4月1日から施行。

(全員賛成で可決)

南部庭球場を削除

旧中学校にあった南部庭球場を取り壊したことに伴い、条文を整理しました。

平成30年4月1日から施行。

(全員賛成で可決)



庭球場は駐車場に



テニスコートのあった所

市民緑地の面積から都市公園の面積から削除

都市緑地法に規定する市民緑地は都市公園と同等に機能を果たすものと考えられるため、住民一人当たりの都市公園の面積は市民緑地が存するときは、10㎡からその分を控除した面積以上と改正されました。

平成30年4月1日から施行。

(全員賛成で可決)

非常勤消防団員の損害補償基礎額を改定

政令の改正に伴い、非常勤消防団員に対する損害補償基礎額について、扶養親族の加算額を改定しました。配偶者より子に重点が置かれます。

平成30年4月1日から施行。

(全員賛成で可決)

縦覧場所が保健環境課に変わります

保健福祉課が福祉課と保健環境課に改編されることに伴い、一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧場所が保健環境課に変わります。すこやかセンター内であることは変わりません。

平成30年4月1日から施行。

(全員賛成で可決)



左：保健環境課

右：福祉課